25 酪農経営安定対策

【令和4年度予算概算要求額(所要額) 43,700(43,700)百万円】

く対策のポイント>

加工原料乳 (脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳) について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補塡を行います。

<政策目標>

生乳の生産量の増加(728万トン[平成30年度]→780万トン[令和12年度まで])

く事業の内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

(所要額) 37,481(37,481)百万円

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

(3年度生産者補給金単価8,26円/kg、集送乳調整金単価2,59円/kg、総交付対象数量345万トン)

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補塡

(所要額) 6,219 (6,219) 百万円

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

加工原料乳の取引価格が補塡基準価格(過去3年間の取引価格の平均)を 下回った場合に、生産者に補塡金(低落分の8割)を交付する事業を引き続き実施します。

<事業の流れ>

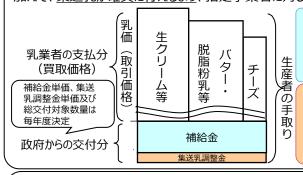


積立金 生産者: 国=1:3

く事業イメージ>

加工原料乳生產者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。 加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



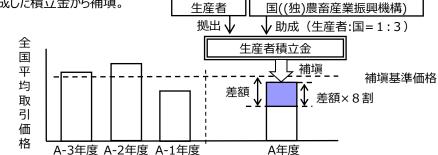
【補給金の要件】

- ○毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- ○年間を通じた用途別の需要に基づく安定 取引という要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

- ○集送乳経費がかさむ地域を含む都道府 県単位以上(一又は二以上の都道府 県)の区域内で集乳を拒否しない
- (集送乳経費の算定方法等を基準に従 い規定

加工原料乳生産者経営安定対策事業



[お問い合わせ先] 畜産局牛乳乳製品課(03-3502-5987)